資料３

（案）

諮問第214号の答申
労働力調査の変更について

本委員会は、諮問第214号による労働力調査の変更（令和９年１月以降に実施する調査に係る変更及び令和10年１月以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月28日付け総統労第182号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「労働力調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

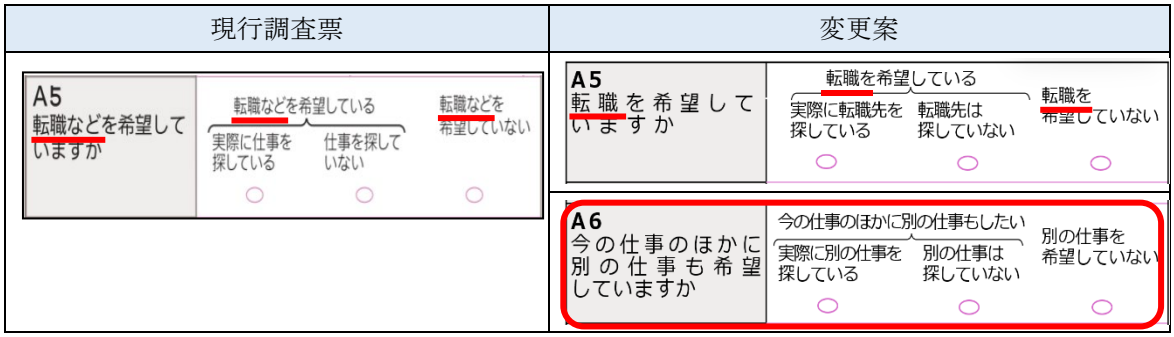
ア　特定調査票における調査事項の変更

（ア）転職希望及び追加就業希望の回答欄を分割

a　本申請では、特定調査票について、これまで「転職など」として一体的に把握（注１）していた調査事項について、令和10年１月調査以降、「転職希望」と「追加就業希望」を、それぞれ区分して把握できるよう、**図表１**のとおり、調査事項を分割することを計画している。

（注１）「特定調査票の記入のしかた」において、勤め先の変更や商売替え等に加え、現在の仕事のほかに別の仕事をすることを希望する場合を例示しており、調査票上で明示している「転職」のほか、「追加就業」に係る希望についても一体的に回答を求めている。

図表１　調査事項の分割



b　特定調査票は、基礎調査票（就業及び不就業の基本的な状態を把握）の背景や労働移動、就業希望等の詳細な実態を把握するための調査票である。転職と追加就業は労働形態として異なる実態であり、転職希望の把握は職業紹介や成長分野への人材移動などの

政策の検討に、追加就業希望の把握は副業・兼業の促進等の政策の検討にそれぞれ資するものである。

c　今回予定されている変更については、

①　転職希望と追加就業希望を明確に区分して把握することにより、就業異動の実態をより的確に把握し、労働政策の検討に資するものであること

②　「特定調査票の記入のしかた」において両者の違いを分かりやすく説明するとしており、報告者の正確な回答に資するための取組が行われる予定であること

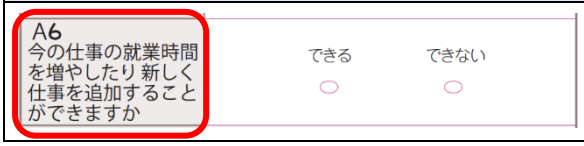
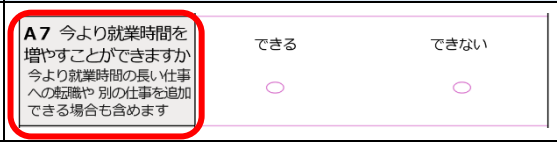
③　「転職及び追加就業の双方を希望する者」、「転職のみを希望する者」及び「追加就業のみを希望する者」を合計することにより、従来と同じ定義・範囲での集計が可能であることから、時系列比較が可能な形で結果を公表するとともに、調査事項の変更及び時系列比較上の留意点を明示するとしており、利用者の利便性の確保が図られていること

から、適当である。

（イ）「追加就労希望就業者」の把握に係る設問文の明確化

a　本申請では、令和10年１月調査以降、「追加就労希望就業者」の要件の一つである「就業時間の追加が可能であること」に該当するか否かの把握に係る調査事項について、**図表２**のとおり、「就業時間」の追加の可否を明確にする設問文に変更することを計画している。

図表２　調査事項の設問文の見直し（追加就労希望就業者の把握について）

現行調査票	変更案
	

b　本調査では、労働力の活用状況を幅広く把握するため、2013年（平成25年）10月に開催された第19回国際労働統計家会議において採択された「仕事、就業及び未活用労働の統計に関する決議」（以下「ＩＬＯ決議」という。）に基づいて導入された「追加就労希望就業者」、「失業者」及び「潜在労働力人口」を構成要素とする未活用労働指標を作成し、公表している。

このうち、「追加就労希望就業者」とは、就業者のうち、「①週35時間未満の就業時間であること」、「②就業時間の追加を希望していること」及び「③就業時間の追加が可能であること」の全てを満たす者とされている。

c　今回の変更は、ＩＬＯ決議において示された統計基準（以下「ＩＬＯ基準」という。）との整合性を高めるものである。

なお、現行の調査においても、「特定調査票の記入のしかた」において、「現在の仕事の就業時間を延ばすこと」、「現在の仕事に加えて別の仕事を新たに始めること」又は「現在の仕事をやめて、別のより就業時間の長い仕事につくこと」を該当する事例として例

示しており、今回の変更において、これまで「就業時間」の追加に着目して把握してきた内容自体を変更するものではない。

d　今回予定されている変更については、

①　「追加就労希望就業者」の定義上の要件を調査票上でより明確に示すことで、より正確な実態把握に資するものであること

②　新たな設問文の内容について利用者に適切に情報提供することとしていること

から、適当である。

イ　集計事項の見直し（ＩＬＯ基準による「失業者数」の公表開始及び関連記載の見直し）

a　本申請では、令和10年１月調査以降、基本集計の一部の集計事項について、これまでの「完全失業者」による集計・公表に加え、ＩＬＯ基準の「失業者」による集計・公表を行うとともに、**図表３**のとおり、調査計画上の関連する記載を見直すことを計画している。

図表３　集計事項一覧に係る記載の変更内容

現行計画	変更案
世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数（※）	世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数及び完全失業者数
求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数（※）	求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数及び完全失業者数
求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級別失業者数（※）	求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級別失業者数及び完全失業者数
※前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、完全失業者についての結果を公表する	（削る）

b　本調査では、失業の状況について、ＩＬＯ基準による「失業者」及び本調査において従前から用いてきた定義に基づく「完全失業者」の双方（注２）について集計している。

　このうち、基本集計の一部の集計事項については、調査計画上、「失業者」を集計することとしているものの、前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで「完全失業者」についての結果を公表する旨の注記を付しており、これまで暫定的に「完全失業者」により集計・公表を行ってきた。

　今回の申請は、前年同月比較及び季節調整値による前月比較に必要な時系列データが蓄積されたことを受けたものである。

（注２）両者は、仕事に就いておらず、すぐに就業できる者である点では共通するが、求職活動を行った期間について、「失業者」は１か月以内、「完全失業者」は１週間以内としている点で異なる。

c　今回予定されている変更については、

①　必要な時系列データが蓄積されたことを受けて集計内容の充実を図るものであり、「失業者」が、未活用労働指標の構成要素として用いられるなど、労働市場分析や国際比較において重要な指標であること

②　これまで公表していた「完全失業者」についても、従来どおり公表することとしており、利用者への情報提供の充実に資するものであること

③　総務省は、結果の公表に当たって、「失業者」と「完全失業者」の定義の相違や利用上の留意点を分かりやすく示すこととしていること

から、適当である。

ウ　使用する統計基準等の変更（季節調整プログラムの更新に伴う対応）

a　本申請では、令和９年１月調査以降、季節調整に用いるプログラムの変更に伴い、調査計画の「使用する統計基準」における使用プログラムの記載を「X-12-ARIMA」から、その後継である「X-13ARIMA-SEATS」に変更することを計画している。

b　本調査の調査計画では、「使用する統計基準」において「季節調整法の適用に当たっての統計基準」(注３)に準拠して季節調整を行う旨を記載するとともに、使用する季節調整プログラムを記載している。

今回の変更は、「X-12-ARIMA」について、既に米国センサス局からの提供が終了し、代わって「X-13ARIMA-SEATS」が提供されていることを踏まえ、今後の安定的な保守管理及び継続的な運用環境を確保する観点から、使用する季節調整プログラムを更新するものである。

（注３）季節調整法の適用に当たっての統計基準とは、季節調整を行う場合に、国際的に評価された手法を用いることや、使用した手法・設定内容等を公表することなどを定めた統計基準である。

c　季節調整プログラムの変更後も季節調整の基本的な手法に変更はなく、主要系列を対象とした比較検証においても、結果数値への影響は小さいことが確認されている。

なお、統計委員会評価分科会においても、提供元による保守管理が行われているX-13ARIMA-SEATS等への移行が期待される旨の整理(注４)がなされている。

（注４）「季節調整におけるプログラムの適用について」（令和８年９月18日統計委員会評価分科会）

d　今回予定されている変更については、季節調整プログラムの提供状況を踏まえ、安定的かつ継続的な季節調整値の作成環境を確保するものであり、比較検証の結果、プログラムの変更による結果数値への影響も小さいことが確認されていることから、適当である。

なお、プログラムの変更後もその影響については、継続的に確認すべきであることを付言する。

２　前回の答申で示された「今後の課題」への対応状況

前回諮問時の答申（令和４年１月26日付け統計委第159号）において、以下の検討課題が指摘されている。

（課題の要旨）

今回の変更（令和４年の前回諮問時の変更）により、１調査区から選定する世帯の基本数(注)について、15世帯から16世帯に変更するが、１世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少傾向を踏まえると、今後基本数の更なる変更（増加）が必要になることが想定される。
ついては、５年ごとに行われる国勢調査の結果等を踏まえ、基本数の変更の必要性など、本調査の標本設計の見直しの要否について定期的に検討すること。

（注）「基本数」とは、標本調査区内で選定した世帯が全て２人以上の世帯であると仮定した換算世帯数であり、標本調査区で選定する実際の世帯数の上限を示すものではない。したがって、標本調査区ごとに選定される世帯数は、世帯人員の状況によって変動し、単身世帯が多い標本調査区にあっては、基本数を超えて選定される。

a　本課題は、現行の標本設計においては、１世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少に伴い、調査対象者数が減少する可能性があることを踏まえ、今後、国勢調査の結果等を踏まえ、標本調査区から選定する世帯の基本数を含め、本調査の標本設計の見直しの要否を検討することを目的として付したものである。

b　本課題への対応として、総務省は、令和７年国勢調査結果を用いて、標本設計の見直しの要否について検証した。その結果、２人以上世帯の15歳以上平均人員は2.48人であり、令和２年国勢調査結果の2.52人から大きな変化はみられなかった。

なお、前回の基本数の見直しに際して行った試算では、１世帯当たりの世帯人員が0.5人減少した場合、調査対象者数が約2,600人減少する一方、基本数を15から16に変更することにより、約5,300人増加するとの結果が得られており、令和２年国勢調査から令和７年国勢調査にかけての１世帯当たりの世帯人員の減少程度であれば、基本数を見直す必要性は乏しいと考えられる。

これらを踏まえ、総務省は、現時点では標本設計を見直す必要はないとしている。

c　これについては、前回の答申で示した課題の趣旨に即して必要な検討・検証が行われていることから、現時点における総務省の対応は適当と考える。

ただし、今後の人口・世帯構造の変化も踏まえ、基本数の見直しに限らず、新たな標本抽出方法も含め、本調査を安定的かつ持続的に実施するための方策について、長期的に検討することが望まれる。